

東部地域コンテンツ造成支援事業実施業務 仕様書

1 業務名称

東部地域コンテンツ造成支援事業実施業務

2 目的

本市の東部地域（戸井，恵山，楸法華および南茅部地域）には，活火山「恵山」や世界文化遺産に登録された縄文遺跡があるなど，自然豊かで地域ならではの文化が根付く魅力的な地域である。

一方，本市の観光動向を見ると，函館山，五稜郭，函館朝市など旧函館市の主要観光地への訪問が集中し，一部では混雑も生じており，令和 6 年度函館市観光動向調査によると，観光客の訪問割合は縄文遺跡が 4.1%，恵山が 2.5%にとどまっているなど，旧函館市と東部地域との間で訪問先の偏在が生じている状況にあることから，旧函館市から東部地域への誘客を促進することで，市内全域における滞在時間・宿泊日数の増大を図るほか，地域課題の解決に寄与するため，東部地域における自然や文化等を活用した観光コンテンツを造成することを目的とする。

3 契約期間

契約締結の日から令和 9 年（2027 年）2 月 26 日（金）まで

4 業務内容

東部地域において，欧米豪からの観光客をターゲットとした観光コンテンツを少なくとも 3 件造成し，以下の（1）～（4）の業務を実施することとする。

なお，本業務において造成する観光コンテンツは，東部地域（戸井，恵山，楸法華および南茅部地域）のうち，少なくとも 2 地域以上を選定するものとする。

- ・内 容：自然・文化等の東部地域の魅力を体感できる内容とすること。
- ・ターゲット：欧米豪の FIT 旅行者（アウトドアやサステナブルツーリズムに関心のある層）

（1）関係者との意見交換および観光コンテンツ案の作成

ア 観光コンテンツを造成する地域において地域事業者等と協議を行い，地域課題の分析および地域の観光資源の掘り起こしをすること。

イ 協議にあたっては，次に掲げる団体等を例示するが，これに限定されるものではなく，受託者の独自提案による新規事業者の開拓や複数団体の連携も含むものとする。

- ・南茅部里山保全の会（南茅部地域）
- ・地域おこしグループ「RISEMAN」（楸法華地域）
- ・道の駅「なとわ・えさん」「縄文ロマン 南かやべ」

ウ 欧米豪の FIT 旅行者のニーズに基づき，コンテンツの名称，内容，価格，催行条件等を設定すること。

(2) 観光コンテンツ案のブラッシュアップ・商品造成

- ア (1) で作成した観光コンテンツ案のモニターツアーを実施する。
- イ モニターツアーの参加者は3名以上とし、参加者の募集、選定については市との協議の上、実施すること。
- ウ モニターツアーの参加者には、ターゲット国に対して知見がある旅行会社の職員や、欧米豪の訪日外国人旅行者をターゲットとしたツアー等を行うガイドを1名以上、また、アウトドアやサステナブルツーリズムに関心のあるターゲット国出身者を1名以上含めること。なお、ターゲット国出身者は留学生等でも可とする。
- エ モニターツアーの実施にあたり、参加者との連絡調整、交通の手配、資料準備、その他一切の手配および運営を受託者が責任をもって行うこととし、必要経費を事業経費に組み込むこと。
- オ 参加者へのアンケート等を通じて観光コンテンツ案の検証を行うこと。なお、検証手法および質問項目については、市と協議し決定すること。
- カ 検証結果を踏まえ、観光コンテンツのブラッシュアップを行い商品造成する。
- キ ブラッシュアップにあたっては、地域事業者からの評価も得るなど、連携し行うこと。

(3) 令和9年度以降の持続的な販売体制等の仕組みの検討

- ア 委託期間終了後も、造成した観光コンテンツが地域事業者の手によって持続的に提供・運営されるための体制について検討すること。
- イ モデルルート造成やFAMツアーの実施、OTAへの掲載など効果的なプロモーションおよび販売方法について検討すること。

(4) 実績報告書の作成

- (1) ~ (3) の内容を取りまとめた実績報告書を作成し、契約期間終了までに提出すること。

5 その他

(1) 提案価格等

- ア 本業務の提案上限額は2,000,000円とする。(消費税および地方消費税の額を含む)
- イ 委託料の支払い
委託業務の実施を確認し、支払うものとする。なお、支払時期や支払方法は契約で定める。

(2) 業務の実施にあたっての留意事項

- ア 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、市と受託者が協議して決定することとし、受託者は業務開始にあたり実施計画書を作成し、市の承認を得ること。
- イ 業務の実施にあたっては、市と十分協議・連絡を取り、その指示および監

- 督を受け従わなければならない。事業の進捗状況は随時報告すること。
- ウ 本業務の遂行に関しては、関係法令を遵守すること。
- エ 業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。
- オ 受託者は、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、やむを得ない理由により再委託を行う必要がある場合は、あらかじめ市の承認を得た上で、必要な手続きを行うこと。
- カ 本業務を遂行する上で知り得た情報・秘密については、市の承認を得ることなく、第三者に漏らし、または委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、または委託契約が解除された後においても同様とする。
- キ 業務の実施に当たり、仕様書に記載のない事項については、市と協議の上、別途決定するものとする。
- ク 本業務の実施に際し、成果品の内容、表現方法、掲載方法等について調整が必要となった場合は、市の指示に基づき適切に対応すること。